

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第140号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第197号）
「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロックにおける6測線の土塊区分断面図に示されているすべり面について、判断に関する根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯
 - (1) H22. 11. 22 公開請求
 - (2) H22. 12. 6 公開決定
 - (3) H23. 1. 28 異議申立て
 - (4) H24. 4. 16 諮問
 - (5) H26. 3. 4 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条第2項 (不存在)	実施機関は、ダム建設事業における貯水池内の地すべり検討は、原則として過去に滑動した地すべりを対象としており、本件報告書において特に過去の地すべりか、湛水に伴う初生地すべりかを記載した文書がないと説明している。 このような実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。 また、異議申立人は、意見書等において、すべり面に係る検討及び判断が誤っていることを主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第140号

答 申 書

平成26年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における6測線の土塊区分断面図に示されているすべり面について、判断に関する根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。
（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年4月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の決定通知書では、総合的に判断したとされているが、これは判断が存在することを意味するもので、その判断理由を公開すべきである。

本件報告書におけるL3ブロックの主測線である1測線の断面図では、過去の地すべりによる移動土塊が川側に大きくせり出し、かつて大きく蛇行していた犀川の河道を閉塞するような大規模な地すべりが発生したことを示し、地すべりにより形成された旧河床砂礫の上に地すべり土塊が被さっているとしているが、副断面である6測線では、旧河床砂礫の下にすべり面があるとされている。このすべり面が過去の地すべりによるものであるとしたら、河床砂礫の分布が、地質学的に矛盾していると思われる。

異議申立人は、このような矛盾する二つのすべり面が同一の地すべりブロックの滑動に関して解析に使われることは、通常あり得ないことを平成19年から指摘しており、報告書の瑕疵は修補されているはずで、修補されていないとすれば、この判断の根拠は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会での説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ダム建設事業における貯水池内の地すべり検討は、原則として過去に滑動した地すべりを対象としており、本件報告書等において特に過去の地すべりか湛水に伴う初生地すべりかを記載した文書がないため、不存在としたものである。

L3ブロックの上流側の1測線とその下流側の6測線は、約40m～50m離れており、本件報告書では、解析の結果、1測線では河床砂礫層の上面をすべり面とし、6測線ではその河床砂礫の部分地すべり等で巻き込んですべっていると解釈、評価しているが、異議申立人は、この解釈は誤っていると主張している。

両方の測線の間隔を勘案すれば、すべり面が河床砂礫の上にあつたり、河床砂礫を巻き込んだ状態になつたりすることは十分あり得ることである。

異議申立人は、一番弱い部分、例えば砂礫層の上面であれば、すべり面はすべてそこに現れるはずであり、近い距離にある2地点で、上であつたり、下であつたりということはあり得ないと主張し、想定したすべり面について、すべり面が過去に滑動したすべり面かどうか検討すべきであるが、本件報告書にその記述がないので、公開請求したとしている。

しかし、実施機関は、そのような考え方をしておらず、検討していないので、対応する文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、L3ブロックの6測線の土塊断面図に示されているすべり面について、判断に関する根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、ダム建設事業における貯水池内の地すべり検討は、原則として過去に滑動した地すべりを対象としており、本件報告書において特に過去の地すべりか湛水に伴う初生地すべりかを記載した文書がないと説明している。

このような実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

また、異議申立人は、意見書等において、すべり面に係る検討及び判断が誤っていることを主張しているが、当審査会はその可否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあつては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第197号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年7月25日 (第241回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年12月24日 (第246回審査会)	○事案の審議を行った。